

14 口座振替を利用している場合について

※口座振替を利用している事業場の申告書について

口座振替を利用している方への申告書には、以下のように印字されています。

この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。

口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

なお、前年度中に事業廃止となった事業場は、口座振替の対象とはなりません。したがって、保険料等追加納付額が発生する場合には納付書による納付が必要になります。詳しくは都道府県労働局または、労働基準監督署にお問い合わせください。

※労働保険の主な事業廃止事由

①事業場を廃止する場合/②元請工事を行わなくなった場合/③労働保険の事務組合へ事務を委託した場合

様式第6号（第2.4条、第2.5条、第2.2条関係）（甲）（1）
●金融機関で受付できません。管轄の労働局等にご提出ください。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

種 別 32701 ※修正項目番号 ※入力徴収コード

① 都道府県 所管 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号

労働 保険 番号 101-000

※各種区分

管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類

標準 字体 0123456789

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
 OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

提出用

令和3年 月 日

あて先 〒

領 収 済 通 知 書 (労働保険) (国庫金)

※取 扱 序 名 ※取扱序番号

30841

徴収勘定 保険料収入及び一般拠出金収入

労働 都道府県 所管 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号

保険 番号

※CD ※証券受領

項 1 全部 一部

※会計年度(元号：令和は9) ※徴収年度(元号：令和は9) ※収納年月日(元号：令和は9)

元号 年 月 日 項 2 項 3 項 4

※収納区分 ※収納機関 ※認 決 区分 ※徴 収 区分 ※データ 指示コード

項 5 項 6 項 7 項 8 項 13

納付の目的

1. 令和 年度 概算 期 (全期又は1期)

2. 令和 年度 確定

(住所) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

東京都 〇〇区〇〇〇

〇丁目〇番地〇〇

(氏名) 株式会社 〇〇興業

内 労働 保険料

一 概 算

二 拠 出 金

納 付 額 (合計額)

あて先 〒

上記の合計額を領収しました。

領 収 日 付 等

※令和03年度

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

【口座振替のお知らせ】

口座振替を申込みいただいておりますので、この申告書は金融機関で受付できません。7月10日までに管轄労働局等に提出下さい。全期・第1期口座振替日は、9月6日です。

※7月10日、9月6日が土・日・祝日の場合には、翌営業日となります。

【口座振替に関するQA】

Q. 現在、口座振替を利用していますが、口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか。

A. すでに口座振替を利用していれば、毎年申込み手続きは必要ありません。口座振替日に引き落としが行われるよう、年度更新手続期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしくお願い致します。